主 文

本件抗告を却下する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

最高裁判所が抗告に関して裁判権をもつのは、訴訟法において、特に最高裁判所に抗告を申立てることを許した場合に限られる。そして民事事件については、民訴四一九条ノ二に定められている抗告のみが右の場合に当ることは当裁判所の判例とするところである(昭和二二年(ク)第一号同年一二月八日決定参照)。従つて、最高裁判所に対する抗告申立には同四一三条は適用がなく、その抗告理由は同四一九条ノ二によつて、原決定において法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかについてした判断を不当とするものでなければならない。ところで、本件抗告理由は、原決定は国民の基本的人権たる財産権を犯し、裁判を受くる権利を蹂・すものであるというに帰するが、右は結局違憲に名をかりて、単なる法令の解釈に関する原審の見解を非難するに外ならないものであつて、右の場合には当らない。よつて、本件抗告を不適法として却下し、抗告費用は抗告人の負担とすべきもの

昭和二六年八月二五日

とし、主文のとおり決定する。

最高裁判所第一小法廷

裁判	長裁判官	驚	藤	悠		輔
	裁判官	澤	田	竹	治	郎
	裁判官	眞	野			毅
	裁判官	岩	松	Ξ		郎